

スキャナ保存・電子取引の要件が緩和

「電子帳簿保存制度」の見直しポイント

2021年度の税制改正で、電子帳簿保存法の要件が緩和され、事前承認制度や適正事務処理要件の廃止などが行なわれました。そこで、この改正について解説します。

SKJ総合税理士事務所・SKJコンサルティング合同会社
税理士
坂本 真一郎

電子帳簿保存制度 見直しの背景

1998年に国税関係帳簿書類の保存方法等の特例法として電子帳簿保存法が施行されました。

事前に納税地の所轄税務署長の承認を受ければ、税法で書面で保存することが規定されている仕訳帳等の帳簿データ（以下「帳簿データ」）や決算書類および発行書類控えなどのデータ（以下「書類データ」）を、一定の要件の下でデータのまま保存することが可能になりました。

さらに2005年の電子帳簿保存法改正により、「スキャナ保存制度」が導入されました。

これにより、事前に納税地の所轄税務署長の承認を受ければ、書面で作成して取引先に交付した書類の控えや、取引先から書面で受け取った書類を、一定の要件の下でスキャナ装置で読み取った画像データ（以下「スキャナ保存データ」）として保存し、紙の原本書類を廃棄することが可能になりました。

電子帳簿保存法は、税法により書面で保存が義務付けられている

帳簿や書類を、データで保存する場合のシステム要件や保存要件を定めています。事業者がクラウドシステムなどでやり取りする取引データやメールに添付された取引データのように、電磁的方式により授受する取引情報（以下「電子取引データ」）の保存義務を定めた法律でもあります。

電子帳簿保存法上の帳簿書類等の分類は表1のとおりです。

特に「スキャナ保存制度」については、スキャナ保存データと紙の証憑原本との同等性を担保するための法令要件が厳格であったため、事務負担等を考えるとなかなか制度利用に踏み切れない事業者が多く、その承認件数は低調に推移してまいりました。

このため、電子帳簿保存法はスキャナ保存制度の要件緩和を中心として、これまでの数度の法令改正を経て、今回の2021年度改正では、「帳簿データ」「書類データ」および「スキャナ保存データ」の事前承認制度そのものが廃止となりました。

また、それ以外にも各法令要件に係る見直しが行なわれていますので、改正のポイントについて順に見ていきます。

表1 電子帳簿保存法上の帳簿書類等の分類と保存要件

帳簿書類等の分類		帳簿書類等の例示	保存要件	改正後の手続き		
国税関係書類	国税関係帳簿	会計システム等で作成する仕訳帳・総勘定元帳	自己が作成したデータを「帳簿データ」の要件(表2)を満たして保存する	所轄税務署長の事前承認の廃止(※)		
	取引関係書類	決算関係書類	会計システム等で作成する損益計算書・貸借対照表		自己が作成したデータを「書類データ」の要件(表2)を満たして保存する	
		発行書類控	会計システム等で作成し、書面で発行する請求書の控え(データ)			書面をスキャンしたデータを「スキャナ保存データ」の要件を満たして保存する
			書面で作成し、書面で発行する請求書の控え(書面)			
受領書類	書面で受領する請求書、領収書	書面で受領する請求書、領収書				
電子取引		・クラウドシステム上で授受する請求書データ ・メールの添付ファイルとして授受する見積書データ	データの送受信者双方とも授受した電子取引データを「電子取引データ」の要件を満たして保存する	(従来より)事前手続き不要 すべての保存義務者が法令要件を満たしてデータで保存する義務あり		

※「優良電子帳簿」に係る過少申告加算税の軽減措置を受ける場合には、所轄税務署長に所定の届出書の提出が必要

表2 「帳簿データ(優良・その他)」「書類データ」の改正後の保存要件

要件項目	要件概要	要件充足(※)		
		帳簿		書類
		優良	その他	
訂正削除履歴の確保	記録事項の訂正・削除・追加の事実および内容を確認できるシステムを使用すること	○		
相互関連性の確保	電子化した帳簿と関連するほかの帳簿との間で、相互にその記録事項の関連性を確認できること	○		
関係書類等の備付け	以下の書類を備え付けること ・システム概要書類(自社開発システムの場合) ・システム開発関係書類(自社開発システムの場合) ・システム操作説明書 ・帳簿の電子計算機処理ならびに帳簿データの備付けおよび保存に関する事務手続きを明らかにした書類(業務委託契約書等を含む)	○	○	○
見読可能装置の備付け	保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタおよび操作マニュアル等を備え付け、整然・明瞭な状態で速やかに出力できること	○	○	○
検索機能の確保	「取引年月日」「取引金額」「取引先名称」で検索できること(「書類」の場合、「取引年月日その他の日付」で検索できること)	○		△
	「日付」「金額」の範囲指定検索、複数の項目の組合せ検索ができること(「書類」の場合、日付の範囲指定検索ができること) 税務調査等においてダウンロードデータを提供等できること	△		△

※「要件充足」欄…「○」印は、当該帳簿データまたは書類データの保存義務者が充足すべき必須要件
「△」印は、並列する要件のうちいずれか1つの要件を充足するべきもの

① 優良電子帳簿の検索要件
優良電子帳簿データの検索に必要な項目が「取引年月日、取引金額、取引先名称」の3項目に限定

③ 帳簿データおよび書類データの検索要件の緩和

「その他の電子帳簿」についても、データによる保存が可能となりました。

② その他の電子帳簿
従来の帳簿データの要件は、①の優良電子帳簿と同等の要件のみが定められていましたが、会計帳簿ソフト等の操作説明書やディスプレイモニター等の備付け、税務調査等におけるダウンロードデータの提供等の最低限の法令要件を満たしたうえで、正規の簿記の原則にしたがって備付けおよび保存が行なわれている電子帳簿(以下「その他の電子帳簿」)についても、データによる保存が可能となりました。

は信頼性の高い電子帳簿(以下「優良電子帳簿」として、適用を受けようとする事業年度に係る確定申告書の法定申告期限までに、納税地の所轄税務署長に所定の届出書を提出した場合には、当該優良電子帳簿に記載されている事項に関連して過少申告があった場合に、過少申告加算税が5%軽減されることとなりました。

(1) 承認制度の廃止
改正後は、国税関係帳簿書類を「帳簿データ」および「書類データ」に係る法令要件の見直し
データで保存する場合の承認制度が廃止され、所轄税務署長の事前承認が不要となりました。

(2) 対象帳簿データの二分化
対象帳簿データが「優良電子帳簿」と「その他の電子帳簿」に二分化されました。

① 優良電子帳簿
改正前と同等の法令要件を満たしたうえで備付けおよび保存が行なわれている帳簿データについて

され、税務調査等においてダウンロードデータを提供等できる場合には「日付・金額の範囲指定検索」および「複数項目の組合せ検索」が不要となりました。

② その他の電子帳簿の検索要件
その他の電子帳簿については、税務調査等におけるダウンロードデータの提供等が必須となり、当該データを活用することでデータ抽出等が可能となることから、検索要件は不要とされました。

③ 書類データの検索要件
書類データについては、「取引年月日で検索できること」および「日付の範囲指定検索ができること」が従来からの検索要件ですが、税務調査等においてダウンロードデータを提供等できる場合には、これらの検索要件は不要となりました。帳簿データの改正後の保存要件は、前表2のとおりです。

(4) 適用開始時期
改正後の帳簿データおよび書類データの法令要件については、2022年1月1日以降備付けを開始する事業年度に係る帳簿データおよび2022年1月1日以降保存する書類データから適用される

こととなります。

「スキヤナ保存データ」に係る法令要件の見直し

(1) 承認制度の廃止

改正後は、国税関係帳簿書類をデータで保存する場合の承認制度が廃止され、事前に納税地の所轄税務署長の承認を受けることが不要となりました。

(2) 入力期限等の緩和

改正前は、領収書等の国税関係書類（以下「書類」）の受領者が書類をスキヤナで読み取る場合には、①受領した書類に自署を行ない、②スマートフォンで撮影または複合機等でスキヤニングして、③当該スキヤナ保存データにタイムスタンプを付与するまでの作業を、書類を受領した後「特に速やかに（おおむね3営業日以内）」行なうこととされていました。

改正後は、書類の受領者がスキヤナで読み取る入力期限であった「特に速やかに」が廃止され、書類を受領した後、最長で「業務サイクル後速やかに（2か月とおおむね7営業日以内）」入力を行なうことが可能となり、また、書類

への自署も要件から外れました。

(3) タイムスタンプ措置の緩和

書類のスキヤナ保存を行なう場合には、原則としてスキヤナ保存データにタイムスタンプを付与することが要件とされていますが、入力期限内に入力した日時をNTPサーバーと同期することなどにより客観的に確認することができ、それ以降入力データが改変されないことなどを証明できる場合には、スキヤナ保存データにタイムスタンプを付与する措置は不要とされました。

(4) 適正事務処理要件の廃止

紙の原本書類とスキヤナ保存したデータとの同一性をチェックするための仕組みとして法令上要求されていた「適正事務処理要件（相互けん制・定期検査・改善体制）」が廃止され、書類の受領者等が原本書類が正しくスキヤニングされていることを確認すれば、直ちに原本書類を廃棄することが可能となりました。

(5) 検索要件の緩和

検索項目が「取引年月日、取引金額、取引先名称」に限定され、

税務調査等においてダウンロードデータを提供等できる場合には「日付・金額の範囲指定検索」「複数項目の組合せ検索」が不要となりました。

(6) 適用開始時期

改正後のスキヤナ保存データの法令要件については、2022年1月1日以降保存するスキヤナ保存データから適用されます。

「電子取引データ」に係る法令要件の見直し

(1) 電子取引データの書面出力保存不可

所得税法および法人税法の保存義務者について、2021年度改正後は、災害等やむを得ない事情がある場合を除き、電子取引データの書面出力保存は認められなくなりしました。一方で、消費税法上は、その保存の有無が税額計算に直接影響を及ぼすため、改正後も引き続き書面に出力して保存することを認めています。

この点について、根拠法令により取扱いが異なっており、消費税の課税事業者からみると戸惑うところですが、電子取引データを要

件にしたがって保存せず書面出力したのみを保存した場合に、所得税法および法人税法上の保存義務違反となり青色申告承認取消の対象となり得るため、電子取引データの要件を満たしたうえでデータで保存することを検討する必要があります。

(2) タイムスタンプの付与期限の緩和

電子取引データの授受後にタイムスタンプを付与する場合の期限が緩和され、データの授受後「業務サイクル後速やかに（最長で約2か月とおおむね7営業日以内）」タイムスタンプを付与することとされました。

(3) 検索要件の緩和

検索項目が、「取引年月日」「取引金額」「取引先名称」に限定され、税務調査等においてダウンロードデータを提供等できる場合には「日付・金額の範囲指定検索」「複数項目の組合せ検索」が不要となりました。

なお、基準期間（前々年）の売上が1000万円以下の小規模事業者が税務調査等においてダウンロードデータを提供等できる場合

には、すべての検索要件が不要となります。

(4) 適用開始時期

改正後の電子取引データの法令要件については、2022年1月1日以降授受する電子取引データから適用されます。

インセンティブ措置やその他の取扱い

(1) 優良電子帳簿の過少申告加算税の軽減措置について

前述した優良電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の適用にあたっては、仕訳帳、総勘定元帳等の法令上保存が必要なすべての帳簿が優良電子帳簿の要件を満たしている必要があります。

たとえば、売上や仕入について集計後の金額で仕訳入力している場合には、仕訳帳、総勘定元帳だけでなく、個々の売上明細や仕入明細が入力されている売上帳、仕入帳等の帳簿データも含めて優良電子帳簿の要件を満たしている必要があります。

また、過少申告に係る修正申告・更正に追加算税対象が含まれている場合には、過少申告加算税

の軽減措置の適用はありません。

そのほか、個人の青色申告者が、優良電子帳簿の要件を満たして帳簿データを保存し、所定の届出書を提出している場合には、青色申告特別控除額が10万円上乘せられ65万円となりました。

(2) スキャナ保存データ・電子取引データに法令要件違反や不正があつた場合の取扱い

スキャナ保存データや電子取引データについて、災害等やむを得ない事情がある場合を除き、法令要件を満たして保存することができなかつた場合の当該データについては、税法上の保存書類として取り扱われなかつたこととなりますので注意が必要です（この場合であっても当該データを保存する必要があります）。

また、スキャナ保存データや電子取引データに記録された事項等に隠へいまたは仮装による不正事実が確認された場合には、対象税額に係る追加算税がさらに10%加重されます。

(3) 適用開始時期

前述のうち、過少申告加算税の軽減措置および追加算税の加重措

置については、2022年1月1日以降、法定申告期限が到来する事業年度に係るデータを対象として適用されます。

また、法令要件違反があつた場合の取扱いについては、2022年1月1日以降保存するスキャナ保存データおよび同日以降授受する電子取引データから適用されることとなります。



事前承認制度が廃止されることにより、各事業者の採用するシステムや運用方法等が電子帳簿保存法の要件を満たしているか、国税当局の事前確認を受けることなく電子化が進められることから、今後は、税務調査において法令要件違反を初めて指摘されるというケースも増えると思われます。

特に、2022年1月以降は電子取引データを法令要件どおりにデータで保存することが厳に求められますので、事業規模等に応じて業務処理プロセスの見直しや社内ルールの再整備を行ない、必要に応じてJIMA（公益社団法人日本文書情報マネジメント協会）により認証されたソフトウェアなど法令に準拠したシステムの導入等も検討すべきでしょう。●

さかもと しんいちろう 都内税務署・国税局調査部・国税庁等の勤務を経て税理士登録。現在、SKJ総合税理士事務所にて、税務コンサルティングのほか、企業の文書電子化コンサルティングを行なっている。